

高松市

# 奨学金 返還支援

若者のU・Iターン就職を支援!

補助額：

最大 **60** 万円 (年間 **20** 万円 × **3** 年間)

<補助期間：令和7年度～9年度>

令和6年5月15日～事前申込受付開始

## 支援対象者

- ①②のいずれかに該当する、令和7年度から就職予定の方

① 香川県内出身

香川県外の  
大学等を卒業

② 香川県外出身

香川県内の  
大学等を卒業

高松市内の  
中小企業に就職

※初めての正規雇用で  
あること

- 就職の日から5年以上、高松市内に居住予定の方

- 令和7年度の末日時点で30歳未満の方

## 対象奨学金

(独) 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金

<お問合せ先> 高松市役所 政策課

奨学金返還支援制度担当

TEL 087-839-2143

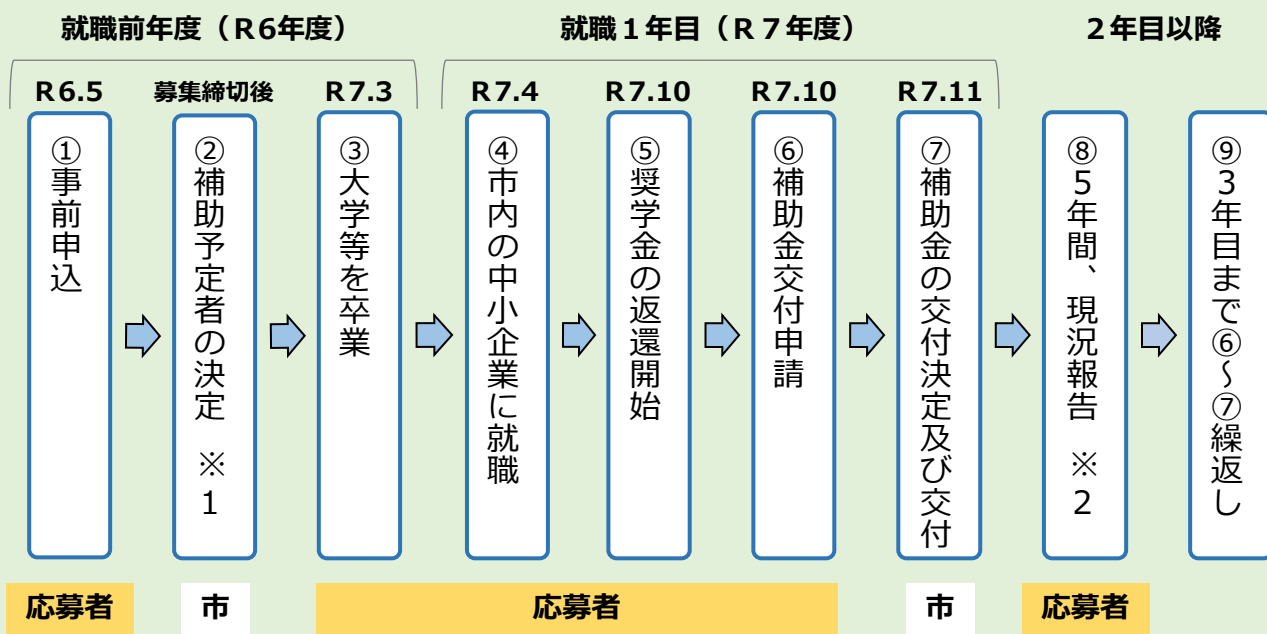
Mail [seisaku@city.takamatsu.lg.jp](mailto:seisaku@city.takamatsu.lg.jp)

高松市奨学金返還支援



## 制度利用の流れ

(例) 令和7年度採用の新卒者、第1期募集(補助期間3年)の場合



※1 採用内定に至らなかった場合、補助予定者の決定は取り消されます。

※2 所定の「交付対象者現況届」により、毎年10月頃に報告いただきます。  
報告事項は、住所、就業先、奨学金の返還状況です。

## 事前申込

第1期募集期間	令和6年5月15日～受付開始 定員40名(先着順)
第2期募集期間	令和6年10月頃、受付開始予定 定員10名(応募が10名を超える場合は抽選)

※第1期募集の事前申込の手続きについては、オンライン申請のみとなります。  
詳細は、オモテ面のQRコードをご参照ください。

## 主な留意事項

- 香川県が実施する奨学金返還支援(「大学生等かがわ定着促進基金」による奨学金返還支援)との併用はできません。
- 支援対象者の全ての対象要件については、「高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱」第2条・第3条を御確認ください。
- 補助金の交付決定の取消、補助金の返還に関する規定については、「高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱」第13条・第14条を御確認ください。
- 本制度の実施については、各年度の予算の成立が前提となります。